

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第4334531号  
(P4334531)

(45) 発行日 平成21年9月30日(2009.9.30)

(24) 登録日 平成21年7月3日(2009.7.3)

(51) Int.Cl.	F I	
HO4L 12/56 (2006.01)	HO4L 12/56	A
HO4W 12/00 (2009.01)	HO4Q 7/00	180
HO4W 92/10 (2009.01)	HO4Q 7/00	686
HO4M 3/00 (2006.01)	HO4M 3/00	A
HO4L 12/22 (2006.01)	HO4L 12/22	

請求項の数 13 (全 27 頁) 最終頁に続く

(21) 出願番号	特願2005-318917 (P2005-318917)	(73) 特許権者	392026693
(22) 出願日	平成17年11月1日(2005.11.1)		株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
(65) 公開番号	特開2007-129371 (P2007-129371A)		東京都千代田区永田町二丁目11番1号
(43) 公開日	平成19年5月24日(2007.5.24)	(74) 代理人	100083806
審査請求日	平成20年10月24日(2008.10.24)		弁理士 三好 秀和
		(74) 代理人	100100712
			弁理士 岩▲崎▼ 幸邦
		(74) 代理人	100095500
			弁理士 伊藤 正和
		(74) 代理人	100101247
			弁理士 高橋 俊一
		(74) 代理人	100117064
			弁理士 伊藤 市太郎

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 通信システム、移動局、交換機及び通信方法

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

移動局と無線アクセスシステムに配置されたアクセスポイントとの間でセキュリティが確保された第1のコネクションを確立する通信システムであって、

前記移動局と、前記無線アクセスシステムに接続された交換機との間に、セキュリティが確保された第2のコネクションを確立するか否かを、前記無線アクセスシステムを管理する装置を一意に識別する無線アクセスシステム側識別子と、前記交換機を管理する装置を一意に識別する交換機側識別子とを用いて判断する判断部を備えることを特徴とする通信システム。

【請求項2】

前記判断部は、前記アクセスポイントから受信した前記無線アクセスシステム側識別子と、前記交換機から受信した前記交換機側識別子とを比較することにより、前記第2のコネクションを確立するか否か判断することを特徴とする請求項1に記載の通信システム。

【請求項3】

前記アクセスポイントから受信した前記無線アクセスシステム側識別子と、前記交換機側識別子との組み合わせである識別子リストを保持する識別子リスト保持部を更に備え、

前記判断部は、前記アクセスポイントから受信した前記無線アクセスシステム側識別子と、前記交換機から受信した前記交換機側識別子と、前記識別子リストとを比較することにより、前記第2のコネクションを確立するか否か判断することを特徴とする請求項1に記載の通信システム。

## 【請求項 4】

前記移動局内に、前記交換機側識別子を予め保持する識別子保持部を更に備え、  
前記判断部は、前記識別子保持部に保持された前記交換機側識別子と、前記アクセスポイントから受信した前記無線アクセスシステム側識別子とを比較することにより、前記第2のコネクションを確立するか否か判断することを特徴とする請求項1に記載の通信システム。

## 【請求項 5】

前記無線アクセスシステムにおいて用いる、セキュリティが確保されている、あるいは、セキュリティが確保されていないアルゴリズムを、アルゴリズムリストとして保持するアルゴリズムリスト保持部を更に備え、

前記判断部は、前記アクセスポイントから受信した前記無線アクセスシステム側識別子と、前記交換機から受信した前記交換機側識別子とを比較し、かつ、前記無線アクセスシステムにおいて用いるアルゴリズムと前記アルゴリズムリストとを比較することにより、前記第2のコネクションを確立するか否か判断することを特徴とする請求項1に記載の通信システム。

## 【請求項 6】

前記交換機から受信した前記交換機側識別子と、前記交換機側識別子との組み合わせである識別子リストを保持する識別子リスト保持部と、

前記無線アクセスシステムにおいて用いる、セキュリティが確保されている、あるいは、セキュリティが確保されていないアルゴリズムを、アルゴリズムリストとして保持するアルゴリズムリスト保持部とを更に備え、

前記判断部は、前記アクセスポイントから受信した前記無線アクセスシステム側識別子と、前記交換機から受信した前記交換機側識別子と、前記識別子リストとを比較し、かつ、前記無線アクセスシステムにおいて用いるアルゴリズムと前記アルゴリズムリストとを比較することにより、前記第2のコネクションを確立するか否か判断することを特徴とする請求項1に記載の通信システム。

## 【請求項 7】

前記移動局内に、前記交換機側識別子を予め保持する識別子保持部と、  
前記無線アクセスシステムにおいて用いる、セキュリティが確保されている、あるいは、セキュリティが確保されていないアルゴリズムを、アルゴリズムリストとして保持するアルゴリズムリスト保持部とを更に備え、

前記判断部は、前記識別子保持部に保持された前記交換機側識別子と、前記アクセスポイントから受信した前記無線アクセスシステム側識別子とを比較し、かつ、前記無線アクセスシステムにおいて用いるアルゴリズムと前記アルゴリズムリストとを比較することにより、前記第2のコネクションを確立するか否か判断することを特徴とする請求項1に記載の通信システム。

## 【請求項 8】

移動局と無線アクセスシステムに配置されたアクセスポイントとの間でセキュリティが確保された第1のコネクションを確立する通信システムであって、

前記移動局と、前記無線アクセスシステムに接続された交換機との間に、セキュリティが確保された第2のコネクションを確立するか否か判断する判断部と、

前記無線アクセスシステムが払い出すアドレスの範囲を示すアドレスリストを保持するアドレスリスト保持部とを備え、

前記判断部は、前記移動局から送信された前記移動局のアドレスと、前記アドレスリストとを比較することにより、前記第2のコネクションを確立するか否か判断することを特徴とする通信システム。

## 【請求項 9】

前記アクセスポイントが配置された無線アクセスシステムにおいて用いる、セキュリティが確保されている、あるいは、セキュリティが確保されていないアルゴリズムを、アルゴリズムリストとして保持するアルゴリズムリスト保持部を更に備え、

10

20

30

40

50

前記判断部は、前記移動局から送信された前記移動局のアドレスと、前記アドレスリストとを比較し、かつ、前記アクセスポイントが配置された無線アクセスシステムにおいて用いるアルゴリズムと前記アルゴリズムリストとを比較することにより、前記第2のコネクションを確立するか否か判断することを特徴とする請求項8に記載の通信システム。

【請求項10】

無線アクセスシステムに配置されたアクセスポイントとの間でセキュリティが確保された第1のコネクションを確立する移動局であって、

前記移動局と、前記無線アクセスシステムに接続された交換機との間に、セキュリティが確保された第2のコネクションを確立するか否かを、前記無線アクセスシステムを管理する装置を一意に識別する無線アクセスシステム側識別子と、前記交換機を管理する装置を一意に識別する交換機側識別子とを用いて判断する判断部を備えることを特徴とする移動局。

10

【請求項11】

移動局と無線アクセスシステムに配置されたアクセスポイントとの間でセキュリティが確保された第1のコネクションを確立する通信システムにおいて、前記無線アクセスシステムに接続された交換機であって、

前記移動局と、前記交換機との間に、セキュリティが確保された第2のコネクションを確立するか否か判断する判断部と、

前記無線アクセスシステムが払い出すアドレスの範囲を示すアドレスリストを保持するアドレスリスト保持部とを備え、

20

前記判断部は、前記移動局から送信された前記移動局のアドレスと、前記アドレスリストとを比較することにより、前記第2のコネクションを確立するか否か判断することを特徴とする交換機。

【請求項12】

移動局と、無線アクセスシステムに配置されたアクセスポイントと、前記無線アクセスシステムに接続された交換機とを備える通信システムにおける通信方法であって、

前記移動局と前記アクセスポイントとの間でセキュリティが確保された第1のコネクションを確立するステップと、

前記移動局と、前記交換機との間に、セキュリティが確保された第2のコネクションを確立するか否かを、前記無線アクセスシステムを管理する装置を一意に識別する無線アクセスシステム側識別子と、前記交換機を管理する装置を一意に識別する交換機側識別子とを用いて判断するステップと

30

を含むことを特徴とする通信方法。

【請求項13】

移動局と、無線アクセスシステムに配置されたアクセスポイントと、前記無線アクセスシステムに接続された交換機とを備える通信システムにおける通信方法であって、

前記移動局と前記アクセスポイントとの間でセキュリティが確保された第1のコネクションを確立するステップと、

前記移動局と、前記交換機との間に、セキュリティが確保された第2のコネクションを確立するか否か判断するステップと

40

を含み、

前記判断するステップでは、前記移動局から送信された前記移動局のアドレスと、前記無線アクセスシステムが払い出すアドレスの範囲を示すアドレスリストとを比較することにより、前記第2のコネクションを確立するか否か判断することを特徴とする通信方法。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、セキュリティが確保されたコネクションを確立する通信システム、移動局、交換機及び通信方法に関する。

【背景技術】

50

## 【 0 0 0 2 】

最近、無線ネットワークシステムにおいて、IMS(Internet Protocol Multimedia Subsystem)が注目されている。IMSとは、これまで固定網や移動体通信、放送などで行なわれていたサービスをIP化し、融合したマルチメディアサービスなどを実現するための規格である。

## 【 0 0 0 3 】

IMSは、モバイルオペレータ以外の事業者が運営することを可能とするため、アクセスネットワークとは完全に独立した基盤として設計されている。そのため、移動局と、IMS装置間で独自に暗号化機能を持たせることで、セキュアな通信を実現している。例えば、図20に示すように、移動局10と、無線アクセスシステムに配置されたアクセスポイント20との間で、秘匿・Integrityを確保したコネクションが確立されている場合に、更に、移動局10と、無線アクセスシステムに接続された交換機30(ここでは、IMS装置)との間に、セキュアなコネクションを確立している。

10

## 【 0 0 0 4 】

このようなコネクションの張るための手順を、図21を参照しながら説明する(例えば、非特許文献1参照)。尚、図21は、3GPPに則った手順である。

## 【 0 0 0 5 】

まず、移動局10は、無線アクセスシステムに配置されたアクセスポイント20と認証を行い、秘匿鍵、Integrity鍵を交換する(S901)。そして、無線区間で使う秘匿やIntegrityのアルゴリズムを保持する(S902)。ここで、移動局10と無線アクセスシステムに配置されたアクセスポイント20間で、セキュリティが確保されたコネクションが確立される。

20

## 【 0 0 0 6 】

次に、移動局10は、交換機30(ここでは、P-CSCF(Proxy Call Session Control Function)30a)へ、ユーザID、認証要求、IPsecセキュリティアソシエーション等を送信し、SIP登録を行う(S903)。次に、P-CSCF30aは、S-CSCF(Serving Call Session Control Function)30bへ、ユーザID、認証要求等を送信し、SIP登録を行い(S904)、S-CSCF30bは、P-CSCF30aへ、乱数、秘匿鍵、Integrity鍵等を送信し、認証チャレンジを行う(S905)。次に、P-CSCF30aは、秘密鍵及びIntegrity鍵を保持する(S906)。次に、P-CSCF30aは、移動局10へ、乱数、秘匿鍵、Integrity鍵等を送信し、認証チャレンジを行う(S907)。ここで、無線アクセスシステムに配置されたアクセスポイント20と交換機30間で、セキュリティが確保されたコネクションが確立される。

30

## 【 0 0 0 7 】

そして、移動局10は、P-CSCF30aへ、ユーザID、チャレンジレスポンス、IPsec使用アルゴリズム等を送信し、SIP登録を行い(S908)、P-CSCF30aは、S-CSCF30bへ、ユーザID、チャレンジレスポンス、IPsec秘匿とIntegrityとが正当であること等を送信し、SIP登録を行う(S909)。次に、S-CSCF30bは、P-CSCF30aへ、認証が正当であることを送信し(S910)、P-CSCF30aは、移動局10へ認証が正当であることを送信する(S911)。

40

【非特許文献1】3GPP TS33.203 V6.8.0

## 【 発明の開示 】

## 【 発明が解決しようとする課題 】

## 【 0 0 0 8 】

しかしながら、モバイルオペレータは無線アクセスネットワーク上を暗号化することで、移動局と、無線アクセスシステム間のセキュリティを既に確保しているのが普通であり、又、無線アクセスシステムからIMS装置までの区間についても、物理的にセキュリティを確保しているのが普通である。そのため、無線アクセスシステムとアクセス先のIMS装置が同一オペレータ内で運営されている場合は、IMS装置が持つ暗号化機能は冗長となってしまうことになる。

50

## 【 0 0 0 9 】

更に、今後の無線ネットワークにおいては、IMSをベースにVoIP、Push to Talkなど多様なサービスを実現していくことが想定される。よって、可能な限りIMS装置へ接続する際の接続遅延短縮、及び移動局とネットワークの処理負荷を削減することは、サービス品質向上、リソース有効活用のためには重要な要素となる。

## 【 0 0 1 0 】

そこで、本発明は、上記の課題に鑑み、移動局とネットワークを接続する際の遅延短縮、及び移動局とネットワークの処理負荷削減を実現する、通信システム、移動局、交換機及び通信方法を提供することを目的とする。

## 【課題を解決するための手段】

## 【 0 0 1 1 】

上記目的を達成するため、本発明の第1の特徴は、移動局と無線アクセスシステムに配置されたアクセスポイントとの間でセキュリティが確保された第1のコネクションを確立する通信システムであって、移動局と、無線アクセスシステムに接続された交換機との間に、セキュリティが確保された第2のコネクションを確立するか否か判断する判断部を備える通信システムであること要旨とする。

## 【 0 0 1 2 】

第1の特徴に係る通信システムによると、移動局とネットワークを接続する際の遅延短縮、及び移動局とネットワークの処理負荷削減を実現することができる。

## 【 0 0 1 3 】

又、第1の特徴に係る通信システムにおける判断部は、アクセスポイントから受信した無線アクセスシステムを管理する装置を一意に識別する識別子と、交換機から受信した交換機を管理する装置を一意に識別する識別子とを比較することにより、第2のコネクションを確立するか否か判断してもよい。

## 【 0 0 1 4 】

又、第1の特徴に係る通信システムは、アクセスポイントから受信した無線アクセスシステムを管理する装置を一意に識別する識別子と、交換機を管理する装置を一意に識別する識別子との組み合わせである識別子リストを保持する識別子リスト保持部を更に備え、判断部は、アクセスポイントから受信した無線アクセスシステムを管理する装置を一意に識別する識別子と、交換機から受信した交換機を管理する装置を一意に識別する識別子と、識別子リストとを比較することにより、第2のコネクションを確立するか否か判断してもよい。

## 【 0 0 1 5 】

又、第1の特徴に係る通信システムは、移動局内に、交換機を管理する装置を一意に識別する識別子を保持する識別子保持部を更に備え、判断部は、識別子保持部に保持された識別子と、アクセスポイントから受信した無線アクセスシステムを管理する装置を一意に識別する識別子とを比較することにより、第2のコネクションを確立するか否か判断してもよい。

## 【 0 0 1 6 】

又、第1の特徴に係る通信システムは、無線アクセスシステムにおいて用いる、セキュリティが確保されている、あるいは、セキュリティが確保されていないアルゴリズムを、アルゴリズムリストとして保持するアルゴリズムリスト保持部を更に備え、判断部は、アクセスポイントから受信した無線アクセスシステムを管理する装置を一意に識別する識別子と、交換機から受信した交換機を管理する装置を一意に識別する識別子とを比較し、かつ、無線アクセスシステムにおいて用いるアルゴリズムとアルゴリズムリストとを比較することにより、第2のコネクションを確立するか否か判断してもよい。

## 【 0 0 1 7 】

又、第1の特徴に係る通信システムは、交換機から受信した交換機を管理する装置を一意に識別する識別子と、交換機を管理する装置を一意に識別する識別子との組み合わせである識別子リストを保持する識別子リスト保持部と、無線アクセスシステムにおいて用い

10

20

30

40

50

る、セキュリティが確保されている、あるいは、セキュリティが確保されていないアルゴリズムを、アルゴリズムリストとして保持するアルゴリズムリスト保持部とを更に備え、判断部は、アクセスポイントから受信した無線アクセスシステムを管理する装置を一意に識別する識別子と、交換機から受信した交換機を管理する装置を一意に識別する識別子と、識別子リストとを比較し、かつ、無線アクセスシステムにおいて用いるアルゴリズムとアルゴリズムリストとを比較することにより、第2のコネクションを確立するか否か判断してもよい。

【0018】

又、第1の特徴に係る通信システムは、移動局内に、交換機を管理する装置を一意に識別する識別子を保持する識別子保持部と、無線アクセスシステムにおいて用いる、セキュリティが確保されている、あるいは、セキュリティが確保されていないアルゴリズムを、アルゴリズムリストとして保持するアルゴリズムリスト保持部とを更に備え、判断部は、識別子保持部に保持された識別子と、アクセスポイントから受信した無線アクセスシステムを管理する装置を一意に識別する識別子とを比較し、かつ、無線アクセスシステムにおいて用いるアルゴリズムとアルゴリズムリストとを比較することにより、第2のコネクションを確立するか否か判断してもよい。

10

【0019】

又、第1の特徴に係る通信システムは、交換機が配置された無線アクセスシステムが払い出すアドレスの範囲を示すアドレスリストを保持するアドレスリスト保持部を更に備え、判断部は、移動局から送信された移動局のアドレスと、アドレスリストとを比較することにより、第2のコネクションを確立するか否か判断してもよい。

20

【0020】

又、第1の特徴に係る通信システムは、交換機が配置された無線アクセスシステムが払い出すアドレスの範囲を示すアドレスリストを保持するアドレスリスト保持部と、アクセスポイントが配置された無線アクセスシステムにおいて用いる、セキュリティが確保されている、あるいは、セキュリティが確保されていないアルゴリズムを、アルゴリズムリストとして保持するアルゴリズムリスト保持部とを更に備え、判断部は、移動局から送信された移動局のアドレスと、アドレスリストとを比較し、かつ、アクセスポイントが配置された無線アクセスシステムにおいて用いるアルゴリズムとアルゴリズムリストとを比較することにより、第2のコネクションを確立するか否か判断してもよい。

30

【0021】

本発明の第2の特徴は、無線アクセスシステムに配置されたアクセスポイントとの間でセキュリティが確保された第1のコネクションを確立する移動局であって、移動局と、無線アクセスシステムに接続された交換機との間に、セキュリティが確保された第2のコネクションを確立するか否か判断する判断部を備える移動局であることを要旨とする。

【0022】

第2の特徴に係る移動局によると、移動局とネットワークを接続する際の遅延短縮、及び移動局とネットワークの処理負荷削減を実現することができる。

【0023】

本発明の第3の特徴は、移動局と無線アクセスシステムに配置されたアクセスポイントとの間でセキュリティが確保された第1のコネクションを確立する通信システムにおいて、無線アクセスシステムに接続された交換機であって、移動局と、交換機との間に、セキュリティが確保された第2のコネクションを確立するか否か判断する判断部を備える交換機であることを要旨とする。

40

【0024】

第3の特徴に係る交換機によると、移動局とネットワークを接続する際の遅延短縮、及び移動局とネットワークの処理負荷削減を実現することができる。

【0025】

本発明の第4の特徴は、移動局と、無線アクセスシステムに配置されたアクセスポイントと、無線アクセスシステムに接続された交換機とを備える通信システムにおける通信方

50

法であって、移動局とアクセスポイントとの間でセキュリティが確保された第1の接続を確立するステップと、移動局と、交換機との間に、セキュリティが確保された第2の接続を確立するか否か判断するステップとを含む通信方法であることを要旨とする。

【0026】

第4の特徴に係る通信方法によると、移動局とネットワークを接続する際の遅延短縮、及び移動局とネットワークの処理負荷削減を実現することができる。

【発明の効果】

【0027】

本発明によると、移動局とネットワークを接続する際の遅延短縮、及び移動局とネットワークの処理負荷削減を実現する、通信システム、移動局、交換機及び通信方法を提供することができる。

10

【発明を実施するための最良の形態】

【0028】

次に、図面を参照して、本発明の実施の形態を説明する。以下の図面の記載において、同一又は類似の部分には、同一又は類似の符号を付している。ただし、図面は模式的なものであることに留意すべきである。

【0029】

本発明の実施の形態では、移動局もしくは交換機（IMS装置）が、既に移動局と交換機（IMS装置）間の通信路で、セキュリティが確保されていることを検知し、IMSの暗号化処理をスキップすることについて説明する。

20

【0030】

<第1の実施の形態>

第1の実施の形態では、移動局が利用する無線アクセスシステムのオペレータ装置とIMS装置のオペレータ装置とが同一であることを、移動局が検知する場合について説明する。

【0031】

（通信システム）

第1の実施の形態に係る通信システムは、図1に示すように、移動局10と、無線アクセスシステムに配置されたアクセスポイント20（例えば、基地局）と、無線アクセスシステムに接続された交換機30（例えば、IMS装置）とを備える。この通信システムでは、移動局10とアクセスポイント20との間でセキュリティ（秘匿・Integrity）が確保された接続が確立されているとする。

30

【0032】

アクセスポイント20は、無線アクセスシステムを管理する装置を一意に識別する識別子（例えば、オペレータ識別子A）を保持する。又、交換機30は、交換機を管理する装置を一意に識別する識別子（例えば、オペレータ識別子B）を保持する。

【0033】

移動局は、図1に示すように、通信部11と、認証部12と、判断部13と、登録部14と、データ保持部15とを備える。

40

【0034】

通信部11は、アクセスポイント20や交換機30との通信を行い、秘匿鍵や各種信号の送受信を行う。

【0035】

認証部12は、移動局10と、アクセスポイント20や交換機30間の認証を行う。

【0036】

判断部13は、移動局10と、交換機30との間に、セキュリティが確保された接続を確立するか否か判断する。具体的には、判断部13は、無線アクセスシステムを管理する装置を一意に識別する識別子（例えば、オペレータ識別子A）と、交換機を管理する装置を一意に識別する識別子（例えば、オペレータ識別子B）とを比較することによ

50

り、コネクションを確立するか否か判断する。

【0037】

登録部14は、交換機30に対してSIP登録を行う。

【0038】

データ保持部15は、受信した、秘匿鍵やIntegrity鍵、オペレータ識別子、通信途中のデータなどを保持する。

【0039】

(通信方法)

次に、第1の実施の形態に係る通信方法について、図2を用いて説明する。

【0040】

まず、アクセスポイント20は、無線アクセスシステムを管理する装置を一意に識別する識別子(例えば、オペレータ識別子A)を保持し(S101)、交換機30(例えば、P-CSCF30a)は、交換機を管理する装置を一意に識別する識別子(例えば、オペレータ識別子B)を保持する(S102)。

【0041】

次に、移動局10は、無線アクセスシステムに配置されたアクセスポイント20と認証を行い、秘匿鍵、Integrity鍵を交換する(S103)。このとき、アクセスポイント20は、移動局10へオペレータ識別子Aを送信し、移動局10は、オペレータ識別子Aを保持する。

【0042】

次に、移動局10は、無線区間で使う秘匿やIntegrityのアルゴリズムを保持する(S104)。ここで、移動局10と無線アクセスシステムに配置されたアクセスポイント20間で、セキュリティが確保されたコネクションが確立される。

【0043】

次に、移動局10は、P-CSCF30aへ、オペレータ識別子要求を送信し(S105)、P-CSCF30aは、移動局10へオペレータ識別子Bを含むオペレータ識別子応答を送信する(S106)。そして、移動局10は、オペレータ識別子Aと、オペレータ識別子Bとを比較することにより、移動局10と、交換機30との間に、セキュリティが確保されたコネクションを確立するか否か判断する(S107)。ここで、オペレータ識別子Aとオペレータ識別子Bとが同一である場合は、移動局10は、無線アクセスシステムを管理する装置と、交換機30を管理する装置が同一であると判断し、セキュリティが確保されたコネクションを確立する必要が無いと判断する。尚、以下の処理は、コネクションが不要であると判断した場合の処理であり、コネクションが必要である場合は、従来の手順と同様に、コネクションが確立される。

【0044】

そして、移動局10は、P-CSCF30aへ、ユーザID、認証要求、IPsec不要通知等を送信し、SIP登録を行う(S108)。次に、P-CSCF30aは、S-CSCF30bへ、ユーザID、認証要求等を送信し、SIP登録を行い(S109)、S-CSCF30bは、P-CSCF30aへ、乱数、秘匿鍵、Integrity鍵等を送信し、認証チャレンジを行う(S110)。次に、P-CSCF30aは、秘密鍵及びIntegrity鍵を保持する(S111)。

【0045】

次に、P-CSCF30aは、移動局10へ、乱数、IPsec不要受付応答等を送信し、認証チャレンジを行う(S112)。そして、移動局10は、P-CSCF30aへ、ユーザID、チャレンジレスポンス等を送信し、SIP登録を行い(S113)、P-CSCF30aは、S-CSCF30bへ、ユーザID、チャレンジレスポンス、IPsec秘匿とIntegrityとが正当であること等を送信し、SIP登録を行う(S114)。次に、S-CSCF30bは、P-CSCF30aへ、認証が正当であることを送信し(S115)、P-CSCF30aは、移動局10へ認証が正当であることを送信する(S116)。

【0046】

(作用及び効果)

10

20

30

40

50

第1の実施の形態に係る通信システム、移動局10及び通信方法によると、移動局10が、無線アクセスシステムを管理する装置を一意に識別する識別子（例えば、オペレータ識別子A）と、交換機を管理する装置を一意に識別する識別子（例えば、オペレータ識別子B）とを比較することにより、交換機30との間に、セキュリティが確保されたコネクションを確立するか否か判断する。オペレータ識別子Aとオペレータ識別子Bが同一である場合は、既に無線アクセスシステムに配置されたアクセスポイント20と交換機30間で、セキュリティが確保されたコネクションが確立されているため、新たにコネクションを確立することは不要であると判断する。

【0047】

このため、第1の実施の形態に係る通信システム、移動局10及び通信方法によると、IMSの暗号化処理をスキップすることができ、無駄な暗号化処理を行わないことによる接続遅延の短縮、及び移動局とネットワークの処理負荷削減を実現することができる。

【0048】

<第2の実施の形態>

第1の実施の形態では、移動局10が、アクセスポイント20が保持するオペレータ識別子と、交換機30が保持するオペレータ識別子とを比較したが、第2の実施の形態では、移動局10が保持するオペレータ識別子リストを用いて比較することにより、コネクションの確立の有無を判断する場合について説明する。

【0049】

（通信システム）

第2の実施の形態に係る通信システムは、図3に示すように、移動局10と、無線アクセスシステムに配置されたアクセスポイント20（例えば、基地局）と、無線アクセスシステムに接続された交換機30（例えば、IMS装置）とを備える。この通信システムでは、移動局10とアクセスポイント20との間でセキュリティ（秘匿・Integrity）が確保されたコネクションが確立されているとする。

【0050】

アクセスポイント20は、無線アクセスシステムを管理する装置を一意に識別する識別子（例えば、オペレータ識別子A）を保持する。又、交換機30は、交換機を管理する装置を一意に識別する識別子（例えば、オペレータ識別子B）を保持する。

【0051】

移動局は、図1に示すように、通信部11と、認証部12と、判断部13と、登録部14と、データ保持部15と、識別子リスト保持部16とを備える。

【0052】

識別子リスト保持部16は、図4に示すように、セキュリティが確保されている、あるいは、セキュリティが確保されていない、無線アクセスシステムを管理する装置を一意に識別する識別子と、交換機30を管理する装置を一意に識別する識別子との組み合わせである識別子リストを保持する。ここで、セキュリティが確保されているとは、通信を行う両方の装置（アクセスポイント20、交換機30）及び、両方の装置を結ぶ伝送路が物理的にセキュアであることを指す。

【0053】

又、オペレータ識別子リストは、図4に示すように、無線アクセスシステム（アクセスポイント20）のオペレータ識別子（例えば、operatorY）と、交換機30のオペレータ識別子（例えば、operatorX）とが同一でなくても、セキュリティが確保されており、新たなセキュリティコネクション（IPsec）が不要であると設定することもできる。

【0054】

判断部13は、移動局10と、交換機30との間に、セキュリティが確保されたコネクションを確立するか否か判断する。具体的には、判断部13は、無線アクセスシステムを管理する装置を一意に識別する識別子（例えば、オペレータ識別子A）と、交換機30を管理する装置を一意に識別する識別子（例えば、オペレータ識別子B）と、識別子リストとを比較することにより、コネクションを確立するか否か判断する。

10

20

30

40

50

## 【 0 0 5 5 】

通信部 1 1、認証部 1 2、登録部 1 4、データ保持部 1 5 については、第 1 の実施の形態と同様であるので、ここでは説明を省略する。

## 【 0 0 5 6 】

(通信方法)

次に、第 2 の実施の形態に係る通信方法について、図 5 を用いて説明する。

## 【 0 0 5 7 】

まず、移動局 1 0 は、オペレータ識別子リストを保持し ( S 2 0 1 )、アクセスポイント 2 0 は、無線アクセスシステムを管理する装置を一意に識別する識別子 ( 例えば、オペレータ識別子 A ) を保持し ( S 2 0 2 )、交換機 3 0 ( 例えば、P-CSCF 3 0 a ) は、交換機を管理する装置を一意に識別する識別子 ( 例えば、オペレータ識別子 B ) を保持する ( S 2 0 3 )。

10

## 【 0 0 5 8 】

次に、移動局 1 0 は、無線アクセスシステムに配置されたアクセスポイント 2 0 と認証を行い、秘匿鍵、Integrity 鍵を交換する ( S 2 0 4 )。このとき、アクセスポイント 2 0 は、移動局 1 0 へオペレータ識別子 A を送信し、移動局 1 0 は、オペレータ識別子 A を保持する。

## 【 0 0 5 9 】

次に、移動局 1 0 は、無線区間で使う秘匿や Integrity のアルゴリズムを保持する ( S 2 0 5 )。ここで、移動局 1 0 と無線アクセスシステムに配置されたアクセスポイント 2 0 間で、セキュリティが確保されたコネクションが確立される。

20

## 【 0 0 6 0 】

次に、移動局 1 0 は、P-CSCF 3 0 a へ、オペレータ識別子要求を送信し ( S 2 0 6 )、P-CSCF 3 0 a は、移動局 1 0 へオペレータ識別子 B を含むオペレータ識別子応答を送信する ( S 2 0 7 )。そして、移動局 1 0 は、オペレータ識別子 A と、オペレータ識別子 B と、オペレータ識別子リストを比較することにより、移動局 1 0 と、交換機 3 0 との間に、セキュリティが確保されたコネクションを確立するか否か判断する ( S 2 0 8 )。ここで、例えば、図 4 に示す識別子リストを参照し、オペレータ識別子 A が、operator Y であり、とオペレータ識別子 B が、operator X である場合は、セキュリティが確保されており、新たなセキュリティコネクション ( IPsec ) が不要であると判断する。尚、以下の処理は、コネクションが不要であると判断した場合の処理であり、コネクションが必要である場合は、従来の手順と同様に、コネクションが確立される。

30

## 【 0 0 6 1 】

又、ステップ S 2 0 9 ~ S 2 1 7 の処理は、図 2 に示すステップ S 1 0 8 ~ S 1 1 6 の処理と同様であるので、ここでは説明を省略する。

## 【 0 0 6 2 】

(作用及び効果)

第 2 の実施の形態に係る通信システム、移動局 1 0 及び通信方法によると、移動局 1 0 が、無線アクセスシステムを管理する装置を一意に識別する識別子 ( 例えば、オペレータ識別子 A ) と、交換機を管理する装置を一意に識別する識別子 ( 例えば、オペレータ識別子 B ) と、オペレータ識別子リスト ( 例えば、図 4 参照 ) を比較することにより、交換機 3 0 との間に、セキュリティが確保されたコネクションを確立するか否か判断する。

40

## 【 0 0 6 3 】

このため、第 2 の実施の形態に係る通信システム、移動局 1 0 及び通信方法によると、IMS の暗号化処理をスキップすることができ、無駄な暗号化処理を行わないことによる接続遅延の短縮、及び移動局とネットワークの処理負荷削減を実現することができる。

## 【 0 0 6 4 】

又、第 2 の実施の形態では、オペレータ識別子リストを任意に書き換えることが可能であり、コネクションの確立の有無を柔軟に判断することができる。

## 【 0 0 6 5 】

50

< 第 3 の実施の形態 >

第 1 の実施の形態では、移動局 1 0 が、アクセスポイント 2 0 が保持するオペレータ識別子と、交換機 3 0 が保持するオペレータ識別子とを比較したが、第 3 の実施の形態では、移動局 1 0 が交換機 3 0 を管理する装置を一意に識別する識別子を保持し、この識別子とアクセスポイント 2 0 が保持するオペレータ識別子とを比較することにより、接続の確立の有無を判断する場合について説明する。

【 0 0 6 6 】

( 通信システム )

第 3 の実施の形態に係る通信システムは、図 6 に示すように、移動局 1 0 と、無線アクセスシステムに配置されたアクセスポイント 2 0 ( 例えば、基地局 ) と、無線アクセスシステムに接続された交換機 3 0 ( 例えば、IMS 装置 ) とを備える。この通信システムでは、移動局 1 0 とアクセスポイント 2 0 との間でセキュリティ ( 秘匿・Integrity ) が確保された接続が確立されているとする。

【 0 0 6 7 】

アクセスポイント 2 0 は、無線アクセスシステムを管理する装置を一意に識別する識別子 ( 例えば、オペレータ識別子 A ) を保持する。

【 0 0 6 8 】

移動局は、図 1 に示すように、通信部 1 1 と、認証部 1 2 と、判断部 1 3 と、登録部 1 4 と、データ保持部 1 5 と、識別子保持部 1 7 とを備える。

【 0 0 6 9 】

識別子保持部 1 7 は、交換機 3 0 を管理する装置を一意に識別する識別子 ( 例えば、オペレータ識別子 C ) を保持する。

【 0 0 7 0 】

判断部 1 3 は、移動局 1 0 と、交換機 3 0 との間に、セキュリティが確保された接続を確立するか否か判断する。具体的には、判断部 1 3 は、識別子保持部 1 7 に保持された識別子 ( 例えば、オペレータ識別子 C ) と、無線アクセスシステムを管理する装置を一意に識別する識別子 ( 例えば、オペレータ識別子 A ) とを比較することにより、接続を確立するか否か判断する。

【 0 0 7 1 】

通信部 1 1、認証部 1 2、登録部 1 4、データ保持部 1 5 については、第 1 の実施の形態と同様であるので、ここでは説明を省略する。

【 0 0 7 2 】

( 通信方法 )

次に、第 3 の実施の形態に係る通信方法について、図 7 を用いて説明する。

【 0 0 7 3 】

まず、移動局 1 0 は、交換機 3 0 を管理する装置を一意に識別する識別子 ( 例えば、オペレータ識別子 C ) を保持し ( S 3 0 1 )、アクセスポイント 2 0 は、無線アクセスシステムを管理する装置を一意に識別する識別子 ( 例えば、オペレータ識別子 A ) を保持する ( S 3 0 2 )。

【 0 0 7 4 】

次に、移動局 1 0 は、無線アクセスシステムに配置されたアクセスポイント 2 0 と認証を行い、秘匿鍵、Integrity 鍵を交換する ( S 3 0 3 )。このとき、アクセスポイント 2 0 は、移動局 1 0 へオペレータ識別子 A を送信し、移動局 1 0 は、オペレータ識別子 A を保持する。

【 0 0 7 5 】

次に、移動局 1 0 は、無線区間で使う秘匿や Integrity のアルゴリズムを保持する ( S 3 0 4 )。ここで、移動局 1 0 と無線アクセスシステムに配置されたアクセスポイント 2 0 間で、セキュリティが確保された接続が確立される。

【 0 0 7 6 】

次に、移動局 1 0 は、オペレータ識別子 C と、オペレータ識別子 A とを比較することに

10

20

30

40

50

より、移動局10と、交換機30との間に、セキュリティが確保されたコネクションを確立するか否か判断する(S305)。ここで、オペレータ識別子Cとオペレータ識別子Aとが同一である場合は、移動局10は、無線アクセスシステムを管理する装置と、交換機30を管理する装置が同一であると判断し、セキュリティが確保されたコネクションを確立する必要が無いと判断する。尚、以下の処理は、コネクションが不要であると判断した場合の処理であり、コネクションが必要である場合は、従来の手順と同様に、コネクションが確立される。

【0077】

又、ステップS306～S314の処理は、図2に示すステップS108～S116の処理と同様であるので、ここでは説明を省略する。

10

【0078】

(作用及び効果)

第3の実施の形態に係る通信システム、移動局10及び通信方法によると、移動局10が、移動局内に保持された交換機を管理する装置を一意に識別する識別子(例えば、オペレータ識別子C)と、無線アクセスシステムを管理する装置を一意に識別する識別子(例えば、オペレータ識別子A)とを比較することにより、交換機30との間に、セキュリティが確保されたコネクションを確立するか否か判断する。

【0079】

このため、第3の実施の形態に係る通信システム、移動局10及び通信方法によると、IMSの暗号化処理をスキップすることができ、無駄な暗号化処理を行わないことによる接続遅延の短縮、及び移動局とネットワークの処理負荷削減を実現することができる。

20

【0080】

又、第1の実施の形態に比較すると、第3の実施の形態では、交換機30からオペレータ識別子を受信する必要がないため、更に、接続遅延の短縮や、移動局及び交換機の処理負荷軽減を実現することができる。

【0081】

<第4の実施の形態>

第1の実施の形態では、移動局10が、アクセスポイント20が保持するオペレータ識別子と、交換機30が保持するオペレータ識別子とを比較したが、第4の実施の形態では、これに加え、アルゴリズムリストを比較することにより、コネクションの確立の有無を判断する場合について説明する。

30

【0082】

(通信システム)

第4の実施の形態に係る通信システムは、図8に示すように、移動局10と、無線アクセスシステムに配置されたアクセスポイント20(例えば、基地局)と、無線アクセスシステムに接続された交換機30(例えば、IMS装置)とを備える。この通信システムでは、移動局10とアクセスポイント20との間でセキュリティ(秘匿・Integrity)が確保されたコネクションが確立されているとする。

【0083】

アクセスポイント20は、無線アクセスシステムを管理する装置を一意に識別する識別子(例えば、オペレータ識別子A)を保持する。又、交換機30は、交換機を管理する装置を一意に識別する識別子(例えば、オペレータ識別子B)を保持する。

40

【0084】

移動局は、図1に示すように、通信部11と、認証部12と、判断部13と、登録部14と、データ保持部15と、アルゴリズムリスト保持部18とを備える。

【0085】

アルゴリズムリスト保持部18は、図9に示すように、無線アクセスシステムにおいて用いる、セキュリティが確保されている、あるいは、セキュリティが確保されていないアルゴリズムを、無線区間アルゴリズムリストとして保持する。図9では、例えば、無線区間において、秘匿アルゴリズムがAESであり、IntegrityアルゴリズムがSHA-1であると、

50

セキュリティが確保されており、新たなセキュリティコネクション（IPsec）が不要であると設定されている。

【0086】

判断部13は、移動局10と、交換機30との間に、セキュリティが確保されたコネクションを確立するか否か判断する。具体的には、判断部13は、無線アクセスシステムを管理する装置を一意に識別する識別子（例えば、オペレータ識別子A）と、交換機を管理する装置を一意に識別する識別子（例えば、オペレータ識別子B）とを比較し、かつ、無線アクセスシステムにおいて用いるアルゴリズムとアルゴリズムリストとを比較することにより、コネクションを確立するか否か判断する。

【0087】

通信部11、認証部12、登録部14、データ保持部15については、第1の実施の形態と同様であるので、ここでは説明を省略する。

【0088】

（通信方法）

次に、第4の実施の形態に係る通信方法について、図10を用いて説明する。

【0089】

まず、移動局10は、無線区間アルゴリズムリストを保持し（S401）、アクセスポイント20は、無線アクセスシステムを管理する装置を一意に識別する識別子（例えば、オペレータ識別子A）を保持し（S402）、交換機30は、交換機30を管理する装置を一意に識別する識別子（例えば、オペレータ識別子A）を保持する（S403）。

【0090】

次に、移動局10は、無線アクセスシステムに配置されたアクセスポイント20と認証を行い、秘匿鍵、Integrity鍵を交換する（S404）。このとき、アクセスポイント20は、移動局10へオペレータ識別子Aを送信し、移動局10は、オペレータ識別子Aを保持する。

【0091】

次に、移動局10は、無線区間で使う秘匿やIntegrityのアルゴリズムを保持する（S405）。ここで、移動局10と無線アクセスシステムに配置されたアクセスポイント20間で、セキュリティが確保されたコネクションが確立される。

【0092】

次に、移動局10は、P-CSCF30aへ、オペレータ識別子要求を送信し（S406）、P-CSCF30aは、移動局10へオペレータ識別子Bを含むオペレータ識別子応答を送信する（S407）。そして、移動局10は、オペレータ識別子Aと、オペレータ識別子Bとを比較する（S408）。次に、移動局10は、無線アクセスシステムにおいて用いるアルゴリズムとアルゴリズムリストとを比較する（S409）。ここで、オペレータ識別子Aとオペレータ識別子Bとが同一であり、かつ、アルゴリズムリストにおいて、無線アクセスシステムにおいて用いるアルゴリズムがIPsec不要であると設定されている場合は、移動局10は、セキュリティが確保されたコネクションを確立する必要が無いと判断する。尚、以下の処理は、コネクションが不要であると判断した場合の処理であり、コネクションが必要である場合は、従来の手順と同様に、コネクションが確立される。

【0093】

又、ステップS410～S418の処理は、図2に示すステップS108～S116の処理と同様であるので、ここでは説明を省略する。

【0094】

（作用及び効果）

第4の実施の形態に係る通信システム、移動局10及び通信方法によると、移動局10が、無線アクセスシステムを管理する装置を一意に識別する識別子（例えば、オペレータ識別子A）と、交換機を管理する装置を一意に識別する識別子（例えば、オペレータ識別子B）とを比較することに加え、無線アクセスシステムにおいて用いるアルゴリズムとアルゴリズムリストとを比較することにより、交換機30との間に、セキュリティが確保さ

10

20

30

40

50

れたコネクションを確立するか否か判断する。

【0095】

このため、第4の実施の形態に係る通信システム、移動局10及び通信方法によると、IMSの暗号化処理をスキップすることができ、無駄な暗号化処理を行わないことによる接続遅延の短縮、及び移動局とネットワークの処理負荷削減を実現することができる。

【0096】

又、第4の実施の形態では、無線区間におけるアルゴリズムを比較するため、強いセキュリティコネクションが張られている場合は、移動局10と交換機30間に新たなコネクションを張らないなど、より細かな制御が可能となる。

【0097】

<第5の実施の形態>

第2の実施の形態では、移動局10が、アクセスポイント20が保持するオペレータ識別子と、交換機30が保持するオペレータ識別子と、オペレータ識別子リストを比較したが、第5の実施の形態では、これに加え、アルゴリズムリストを比較することにより、コネクションの確立の有無を判断する場合について説明する。

【0098】

(通信システム)

第5の実施の形態に係る通信システムは、図11に示すように、移動局10と、無線アクセスシステムに配置されたアクセスポイント20(例えば、基地局)と、無線アクセスシステムに接続された交換機30(例えば、IMS装置)とを備える。この通信システムでは、移動局10とアクセスポイント20との間でセキュリティ(秘匿・Integrity)が確保されたコネクションが確立されているとする。

【0099】

アクセスポイント20は、無線アクセスシステムを管理する装置を一意に識別する識別子(例えば、オペレータ識別子A)を保持する。又、交換機30は、交換機を管理する装置を一意に識別する識別子(例えば、オペレータ識別子B)を保持する。

【0100】

移動局は、図1に示すように、通信部11と、認証部12と、判断部13と、登録部14と、データ保持部15と、識別子リスト保持部16と、アルゴリズムリスト保持部18とを備える。

【0101】

判断部13は、移動局10と、交換機30との間に、セキュリティが確保されたコネクションを確立するか否か判断する。具体的には、判断部13は、無線アクセスシステムを管理する装置を一意に識別する識別子(例えば、オペレータ識別子A)と、交換機を管理する装置を一意に識別する識別子(例えば、オペレータ識別子B)と、識別子リストとを比較し、かつ、無線アクセスシステムにおいて用いるアルゴリズムとアルゴリズムリストとを比較することにより、コネクションを確立するか否か判断する。

【0102】

識別子リスト保持部16は、第2の実施の形態と同様であるので、ここでは説明を省略する。又、アルゴリズムリスト保持部18は、第4の実施の形態と同様であるので、ここでは説明を省略する。

【0103】

通信部11、認証部12、登録部14、データ保持部15については、第1の実施の形態と同様であるので、ここでは説明を省略する。

【0104】

(通信方法)

次に、第5の実施の形態に係る通信方法について、図12を用いて説明する。

【0105】

まず、移動局10は、無線区間アルゴリズムリストを保持し(S501)、オペレータ識別子リスト(S502)を保持する。又、アクセスポイント20は、無線アクセスシ

10

20

30

40

50

テムを管理する装置を一意に識別する識別子（例えば、オペレータ識別子A）を保持し（S503）、交換機30は、交換機30を管理する装置を一意に識別する識別子（例えば、オペレータ識別子B）を保持する（S504）。

【0106】

次に、移動局10は、無線アクセスシステムに配置されたアクセスポイント20と認証を行い、秘匿鍵、Integrity鍵を交換する（S505）。このとき、アクセスポイント20は、移動局10へオペレータ識別子Aを送信し、移動局10は、オペレータ識別子Aを保持する。

【0107】

次に、移動局10は、無線区間で使う秘匿やIntegrityのアルゴリズムを保持する（S506）。ここで、移動局10と無線アクセスシステムに配置されたアクセスポイント20間で、セキュリティが確保されたコネクションが確立される。

【0108】

次に、移動局10は、P-CSCF30aへ、オペレータ識別子要求を送信し（S507）、P-CSCF30aは、移動局10へオペレータ識別子Bを含むオペレータ識別子応答を送信する（S508）。そして、移動局10は、オペレータ識別子Aと、オペレータ識別子Bと、オペレータ識別子リストを比較する（S509）。次に、移動局10は、無線アクセスシステムにおいて用いるアルゴリズムとアルゴリズムリストとを比較する（S510）。ここで、オペレータ識別子Aとオペレータ識別子Bとの組み合わせがオペレータ識別子リストにおいてIPsec不要であると設定されており、かつ、アルゴリズムリストにおいて、無線アクセスシステムにおいて用いるアルゴリズムがIPsec不要であると設定されている場合は、移動局10は、セキュリティが確保されたコネクションを確立する必要が無いと判断する。尚、以下の処理は、コネクションが不要であると判断した場合の処理であり、コネクションが必要である場合は、従来の手順と同様に、コネクションが確立される。

【0109】

又、ステップS511～S519の処理は、図2に示すステップS108～S116の処理と同様であるので、ここでは説明を省略する。

【0110】

（作用及び効果）

第5の実施の形態に係る通信システム、移動局10及び通信方法によると、移動局10が、無線アクセスシステムを管理する装置を一意に識別する識別子（例えば、オペレータ識別子A）と、交換機を管理する装置を一意に識別する識別子（例えば、オペレータ識別子B）と、オペレータ識別子リストを比較することに加え、無線アクセスシステムにおいて用いるアルゴリズムとアルゴリズムリストとを比較することにより、交換機30との間に、セキュリティが確保されたコネクションを確立するか否か判断する。

【0111】

このため、第5の実施の形態に係る通信システム、移動局10及び通信方法によると、IMSの暗号化処理をスキップすることができ、無駄な暗号化処理を行わないことによる接続遅延の短縮、及び移動局とネットワークの処理負荷削減を実現することができる。

【0112】

又、第5の実施の形態では、オペレータ識別子リストを任意に書き換えることが可能であり、コネクションの確立の有無を柔軟に判断することができる。更に、無線区間におけるアルゴリズムを比較するため、強いセキュリティコネクションが張られている場合は、移動局10と交換機30間に新たなコネクションを張らないなど、より細かな制御が可能となる。

【0113】

<第6の実施の形態>

第3の実施の形態では、移動局10が、交換機30を管理する装置を一意に識別する識別子を保持し、この識別子と、交換機30が保持するオペレータ識別子とを比較したが、第6の実施の形態では、これに加え、アルゴリズムリストを比較することにより、コネク

10

20

30

40

50

ションの確立の有無を判断する場合について説明する。

【 0 1 1 4 】

( 通信システム )

第 6 の実施の形態に係る通信システムは、図 1 3 に示すように、移動局 1 0 と、無線アクセスシステムに配置されたアクセスポイント 2 0 ( 例えば、基地局 ) と、無線アクセスシステムに接続された交換機 3 0 ( 例えば、IMS 装置 ) とを備える。この通信システムでは、移動局 1 0 とアクセスポイント 2 0 との間でセキュリティ ( 秘匿・ Integrity ) が確保されたコネクションが確立されているとする。

【 0 1 1 5 】

アクセスポイント 2 0 は、無線アクセスシステムを管理する装置を一意に識別する識別子 ( 例えば、オペレータ識別子 A ) を保持する。

10

【 0 1 1 6 】

移動局は、図 1 に示すように、通信部 1 1 と、認証部 1 2 と、判断部 1 3 と、登録部 1 4 と、データ保持部 1 5 と、識別子保持部 1 7 と、アルゴリズムリスト保持部 1 8 とを備える。

【 0 1 1 7 】

判断部 1 3 は、移動局 1 0 と、交換機 3 0 との間に、セキュリティが確保されたコネクションを確立するか否か判断する。具体的には、判断部 1 3 は、識別子保持部 1 7 に保持された識別子 ( 例えば、オペレータ識別子 C ) と、無線アクセスシステムを管理する装置を一意に識別する識別子 ( 例えば、オペレータ識別子 A ) とを比較し、かつ、無線アクセスシステムにおいて用いるアルゴリズムとアルゴリズムリストとを比較することにより、コネクションを確立するか否か判断する。

20

【 0 1 1 8 】

識別子保持部 1 7 は、第 3 の実施の形態と同様であるので、ここでは説明を省略する。又、アルゴリズムリスト保持部 1 8 は、第 4 の実施の形態と同様であるので、ここでは説明を省略する。

【 0 1 1 9 】

通信部 1 1、認証部 1 2、登録部 1 4、データ保持部 1 5 については、第 1 の実施の形態と同様であるので、ここでは説明を省略する。

【 0 1 2 0 】

( 通信方法 )

次に、第 6 の実施の形態に係る通信方法について、図 1 4 を用いて説明する。

30

【 0 1 2 1 】

まず、移動局 1 0 は、無線区間アルゴリズムリストを保持し ( S 6 0 1 )、交換機 3 0 を管理する装置を一意に識別する識別子 ( 例えば、オペレータ識別子 C ) を保持する ( S 6 0 2 )。又、アクセスポイント 2 0 は、無線アクセスシステムを管理する装置を一意に識別する識別子 ( 例えば、オペレータ識別子 A ) を保持する ( S 6 0 3 )。

【 0 1 2 2 】

次に、移動局 1 0 は、無線アクセスシステムに配置されたアクセスポイント 2 0 と認証を行い、秘匿鍵、Integrity 鍵を交換する ( S 6 0 4 )。このとき、アクセスポイント 2 0 は、移動局 1 0 へオペレータ識別子 A を送信し、移動局 1 0 は、オペレータ識別子 A を保持する。

40

【 0 1 2 3 】

次に、移動局 1 0 は、無線区間で使う秘匿や Integrity のアルゴリズムを保持する ( S 6 0 5 )。ここで、移動局 1 0 と無線アクセスシステムに配置されたアクセスポイント 2 0 間で、セキュリティが確保されたコネクションが確立される。

【 0 1 2 4 】

次に、移動局 1 0 は、オペレータ識別子 C と、オペレータ識別子 A とを比較する ( S 6 0 6 )。次に、移動局 1 0 は、無線アクセスシステムにおいて用いるアルゴリズムとアルゴリズムリストとを比較する ( S 6 0 7 )。ここで、オペレータ識別子 C とオペレータ識

50

別子 A とが同一であり、かつ、アルゴリズムリストにおいて、無線アクセスシステムにおいて用いるアルゴリズムが IPsec 不要であると設定されている場合は、移動局 10 は、セキュリティが確保されたコネクションを確立する必要が無いと判断する。尚、以下の処理は、コネクションが不要であると判断した場合の処理であり、コネクションが必要である場合は、従来の手順と同様に、コネクションが確立される。

【0125】

又、ステップ S608 ~ S616 の処理は、図 2 に示すステップ S108 ~ S116 の処理と同様であるので、ここでは説明を省略する。

【0126】

(作用及び効果)

第 6 の実施の形態に係る通信システム、移動局 10 及び通信方法によると、移動局 10 が、交換機を管理する装置を一意に識別する識別子 (例えば、オペレータ識別子 C) と、無線アクセスシステムを管理する装置を一意に識別する識別子 (例えば、オペレータ識別子 A) とを比較することに加え、無線アクセスシステムにおいて用いるアルゴリズムとアルゴリズムリストとを比較することにより、交換機 30 との間に、セキュリティが確保されたコネクションを確立するか否か判断する。

【0127】

このため、第 6 の実施の形態に係る通信システム、移動局 10 及び通信方法によると、IMS の暗号化処理をスキップすることができ、無駄な暗号化処理を行わないことによる接続遅延の短縮、及び移動局とネットワークの処理負荷削減を実現することができる。

【0128】

又、第 6 の実施の形態では、交換機 30 からオペレータ識別子を受信する必要がないため、更に、接続遅延の短縮や、移動局及び交換機の処理負荷軽減を実現することができる。更に、第 6 の実施の形態では、無線区間におけるアルゴリズムを比較するため、強いセキュリティコネクションが張られている場合は、移動局 10 と交換機 30 間に新たなコネクションを張らないなど、より細かな制御が可能となる。

【0129】

<第 7 の実施の形態>

第 7 の実施の形態では、交換機が、自網無線アクセスシステムが払い出す IP アドレスの範囲を保持しておき、移動局の IP アドレスと比較することにより、コネクションの確立の有無を判断する場合について説明する。

【0130】

(通信システム)

第 7 の実施の形態に係る通信システムは、図 15 に示すように、移動局 10 と、無線アクセスシステムに配置されたアクセスポイント 20 (例えば、基地局) と、無線アクセスシステムに接続された交換機 30 (例えば、IMS 装置) とを備える。この通信システムでは、移動局 10 とアクセスポイント 20 との間でセキュリティ (秘匿・Integrity) が確保されたコネクションが確立されているとする。

【0131】

交換機 30 は、図 15 に示すように、通信部 31 と、認証部 32 と、判断部 33 と、登録部 34 と、データ保持部 35 と、アドレスリスト保持部 36 とを備える。

【0132】

通信部 31 は、移動局 10 との通信を行い、IP アドレス、ユーザ ID、認証要求や各種信号の送受信を行う。

【0133】

認証部 32 は、移動局 10 と交換機 30 間の認証を行う。

【0134】

判断部 33 は、移動局 10 と、交換機 30 との間に、セキュリティが確保されたコネクションを確立するか否か判断する。具体的には、移動局 10 から送信された移動局 10 のアドレスと、アドレスリスト保持部 36 に保持されたアドレスリストとを比較することに

10

20

30

40

50

より、コネクションを確立するか否か判断する。

【0135】

登録部34は、移動局10に対してSIP登録を行う。

【0136】

データ保持部35は、受信した、IPアドレス、通信途中のデータなどを保持する。

【0137】

アドレスリスト保持部36は、図16に示すように、交換機30が配置された無線アクセスシステムが払い出すIPアドレスの範囲を示すアドレスリストを保持する。

【0138】

(通信方法)

次に、第7の実施の形態に係る通信方法について、図17を用いて説明する。交換機30は、IPアドレスリストを保持していることを前提とする。

【0139】

まず、移動局10は、無線アクセスシステムに配置されたアクセスポイント20と認証を行い、秘匿鍵、Integrity鍵を交換する(S701)。

【0140】

次に、移動局10は、無線区間で使う秘匿やIntegrityのアルゴリズムを保持する(S702)。ここで、移動局10と無線アクセスシステムに配置されたアクセスポイント20間で、セキュリティが確保されたコネクションが確立される。

【0141】

そして、移動局10は、P-CSCF30aへ、ユーザID、認証要求、IPsecセキュリティアソシエーション等を送信し、SIP登録を行う(S703)。次に、P-CSCF30aは、判断部33へ、移動局10のIPアドレスを含むIPsec要否確認要求を送信する(S704)。

【0142】

次に、判断部33は、移動局10と、交換機30との間に、セキュリティが確保されたコネクションを確立するか否か判断する(S705)。具体的には、判断部33は、移動局10から送信された移動局10のアドレスと、アドレスリスト保持部36に保持されたIPアドレスリストとを比較することにより、コネクションを確立するか否か判断する。例えば、判断部33は、移動局10から送信された移動局のIPアドレスは、図16に示すIPアドレス範囲に該当する場合、自網無線アクセスシステムが払い出したIPアドレスであると判断し、セキュリティが確保されたコネクションを確立する必要が無いと判断する。

【0143】

そして、判断部33は、P-CSCF30aへIPsec不要であることを通知する応答を送信する(S706)。尚、以下の処理は、コネクションが不要であると判断した場合の処理であり、コネクションが必要である場合は、従来の手順と同様に、コネクションが確立される。

【0144】

又、ステップS707～S714の処理は、図2に示すステップS109～S116の処理と同様であるので、ここでは説明を省略する。

【0145】

(作用及び効果)

第7の実施の形態に係る通信システム、交換機30及び通信方法によると、交換機30が、移動局10のアドレスとアドレスリスト保持部36に保持されたIPアドレスリストとを比較することにより、移動局10との間に、セキュリティが確保されたコネクションを確立するか否か判断する。移動局10のアドレスが、アドレスリストに含まれている場合、既に移動局10と交換機30間で、セキュリティが確保されたコネクションが確立されているため、新たにコネクションを確立することは不要であると判断する。

【0146】

10

20

30

40

50

このため、第7の実施の形態に係る通信システム、交換機30及び通信方法によると、IMSの暗号化処理をスキップすることができ、無駄な暗号化処理を行わないことによる接続遅延の短縮、及び移動局とネットワークの処理負荷削減を実現することができる。

【0147】

<第8の実施の形態>

第7の実施の形態では、交換機30が、移動局10のアドレスと、アドレスリストとを比較したが、第8の実施の形態では、これに加え、アルゴリズムリストを比較することにより、コネクションの確立の有無を判断する場合について説明する。

【0148】

(通信システム)

第8の実施の形態に係る通信システムは、図18に示すように、移動局10と、無線アクセスシステムに配置されたアクセスポイント20(例えば、基地局)と、無線アクセスシステムに接続された交換機30(例えば、IMS装置)とを備える。この通信システムでは、移動局10とアクセスポイント20との間でセキュリティ(秘匿・Integrity)が確保されたコネクションが確立されているとする。

【0149】

交換機30は、図18に示すように、通信部31と、認証部32と、判断部33と、登録部34と、データ保持部35と、アドレスリスト保持部36と、アルゴリズムリスト保持部37とを備える。

【0150】

判断部33は、移動局10と、交換機30との間に、セキュリティが確保されたコネクションを確立するか否か判断する。具体的には、判断部33は、移動局10から送信された移動局10のアドレスと、アドレスリストとを比較し、かつ、無線アクセスシステムにおいて用いるアルゴリズムとアルゴリズムリストとを比較することにより、コネクションを確立するか否か判断する。

【0151】

通信部31、認証部32、登録部34、データ保持部35、アドレスリスト保持部36は、第7の実施の形態と同様であるので、ここでは説明を省略する。又、アルゴリズムリスト保持部37は、第4の実施の形態と同様であるので、ここでは説明を省略する。

【0152】

(通信方法)

次に、第8の実施の形態に係る通信方法について、図19を用いて説明する。交換機30は、IPアドレスリスト及び無線区間アルゴリズムリストを保持していることを前提とする。

【0153】

まず、ステップS801~804の処理は、図17に示すステップS701~S704の処理と同様であるので、ここでは説明を省略する。

【0154】

判断部33は、移動局10と、交換機30との間に、セキュリティが確保されたコネクションを確立するか否か判断する(S805及びS806)。具体的には、判断部33は、移動局10から送信された移動局10のアドレスと、アドレスリスト保持部36に保持されたIPアドレスリストとを比較する(S805)。次に、判断部33は、無線アクセスシステムにおいて用いるアルゴリズムと無線区間アルゴリズムリストとを比較する(S806)。ここで、移動局10のIPアドレスが、IPアドレスリストに該当し、かつ、無線区間アルゴリズムリストにおいて、無線アクセスシステムにおいて用いるアルゴリズムがIPsec不要であると設定されている場合は、判断部33は、セキュリティが確保されたコネクションを確立する必要が無いと判断する。尚、以下の処理は、コネクションが不要であると判断した場合の処理であり、コネクションが必要である場合は、従来の手順と同様に、コネクションが確立される。

【0155】

10

20

30

40

50

又、ステップS 8 0 7 ~ S 8 1 5 の処理は、図 1 7 に示すステップS 7 0 6 ~ S 7 1 4 の処理と同様であるので、ここでは説明を省略する。

【 0 1 5 6 】

(作用及び効果)

第 8 の実施の形態に係る通信システム、交換機 3 0 及び通信方法によると、交換機 3 0 が、移動局 1 0 のアドレスと、IP アドレスリストとを比較することに加え、無線アクセスシステムにおいて用いるアルゴリズムと無線区間アルゴリズムリストとを比較することにより、移動局 1 0 との間に、セキュリティが確保されたコネクションを確立するか否かを判断する。

【 0 1 5 7 】

このため、第 8 の実施の形態に係る通信システム、交換機 3 0 及び通信方法によると、IMS の暗号化処理をスキップすることができ、無駄な暗号化処理を行わないことによる接続遅延の短縮、及び移動局とネットワークの処理負荷削減を実現することができる。

【 0 1 5 8 】

又、第 8 の実施の形態では、無線区間におけるアルゴリズムを比較するため、強いセキュリティコネクションが張られている場合は、移動局 1 0 と交換機 3 0 間に新たなコネクションを張らないなど、より細かな制御が可能となる。

【 0 1 5 9 】

< その他の実施形態 >

本発明は上記の実施形態によって記載したが、この開示の一部をなす論述及び図面はこの発明を限定するものであると理解すべきではない。この開示から当業者には様々な代替実施形態、実施例及び運用技術が明らかとなる。

【 0 1 6 0 】

例えば、第 1 ~ 第 6 の実施の形態において、無線アクセスシステムを管理する装置を一意に識別する識別子と、交換機を管理する装置を一意に識別する識別子とを比較すると説明したが、無線アクセスシステムを一意に識別する識別子と、交換機を一意に識別する識別子とを比較しても構わない。

【 0 1 6 1 】

又、第 7 及び第 8 の実施の形態において、図 1 5 及び図 1 8 では、判断部 3 3、アドレスリスト保持部 3 5、アルゴリズムリスト保持部 3 7 等を 1 の交換機 3 0 内に配置すると説明したが、これら各部を交換機以外の装置に配置しても構わない。

【 0 1 6 2 】

このように、本発明はここでは記載していない様々な実施形態等を含むことは勿論である。従って、本発明の技術的範囲は上記の説明から妥当な特許請求の範囲に係る発明特定事項によってのみ定められるものである。

【 図面の簡単な説明 】

【 0 1 6 3 】

【 図 1 】 第 1 の実施の形態に係る通信システムの構成ブロック図である。

【 図 2 】 第 1 の実施の形態に係る通信方法を示すシーケンス図である。

【 図 3 】 第 2 の実施の形態に係る通信システムの構成ブロック図である。

【 図 4 】 第 2 の実施の形態に係るオペレータ識別子リストの一例である。

【 図 5 】 第 2 の実施の形態に係る通信方法を示すシーケンス図である。

【 図 6 】 第 3 の実施の形態に係る通信システムの構成ブロック図である。

【 図 7 】 第 3 の実施の形態に係る通信方法を示すシーケンス図である。

【 図 8 】 第 4 の実施の形態に係る通信システムの構成ブロック図である。

【 図 9 】 第 4 の実施の形態に係る無線区間アルゴリズムリストの一例である。

【 図 1 0 】 第 4 の実施の形態に係る通信方法を示すシーケンス図である。

【 図 1 1 】 第 5 の実施の形態に係る通信システムの構成ブロック図である。

【 図 1 2 】 第 5 の実施の形態に係る通信方法を示すシーケンス図である。

【 図 1 3 】 第 6 の実施の形態に係る通信システムの構成ブロック図である。

10

20

30

40

50

- 【図 1 4】第 6 の実施の形態に係る通信方法を示すシーケンス図である。  
 【図 1 5】第 7 の実施の形態に係る通信システムの構成ブロック図である。  
 【図 1 6】第 7 の実施の形態に係る IP アドレスリストの一例である。  
 【図 1 7】第 7 の実施の形態に係る通信方法を示すシーケンス図である。  
 【図 1 8】第 8 の実施の形態に係る通信システムの構成ブロック図である。  
 【図 1 9】第 8 の実施の形態に係る通信方法を示すシーケンス図である。  
 【図 2 0】従来の通信システムの構成ブロック図である。  
 【図 2 1】従来の通信方法を示すシーケンス図である。

## 【符号の説明】

## 【 0 1 6 4 】

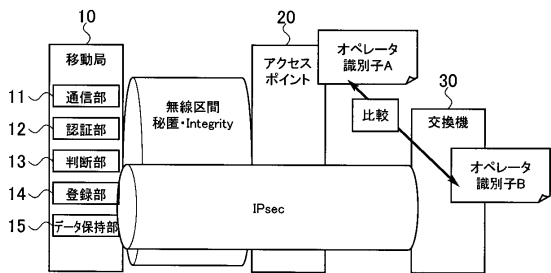
- 1 0 ... 移動局  
 1 1 ... 通信部  
 1 2 ... 認証部  
 1 3 ... 判断部  
 1 4 ... 登録部  
 1 5 ... データ保持部  
 1 6 ... 識別子リスト保持部  
 1 7 ... 識別子保持部  
 1 8 ... アルゴリズムリスト保持部  
 2 0 ... アクセスポイント  
 3 0 ... 交換機  
 3 0 a ... CSCF  
 3 0 b ... CSCF  
 3 1 ... 通信部  
 3 2 ... 認証部  
 3 3 ... 判断部  
 3 4 ... 登録部  
 3 5 ... データ保持部  
 3 6 ... アドレスリスト保持部  
 3 7 ... アルゴリズムリスト保持部

10

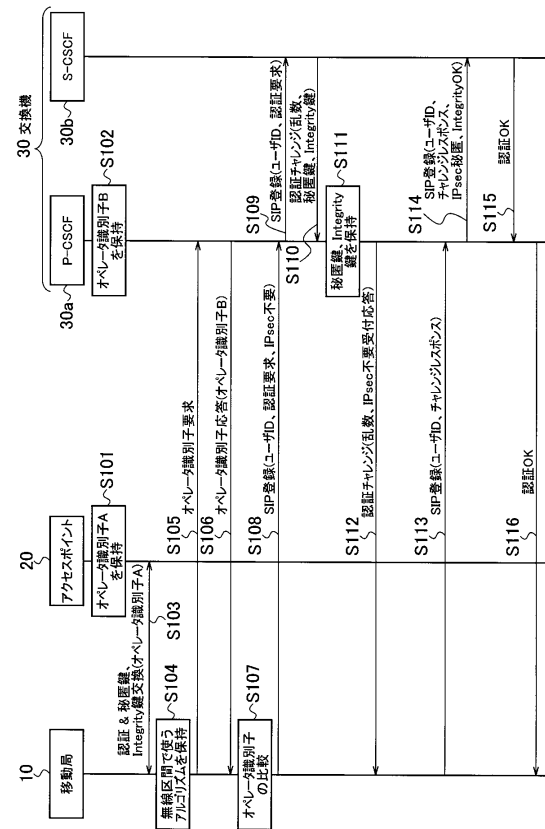
20

30

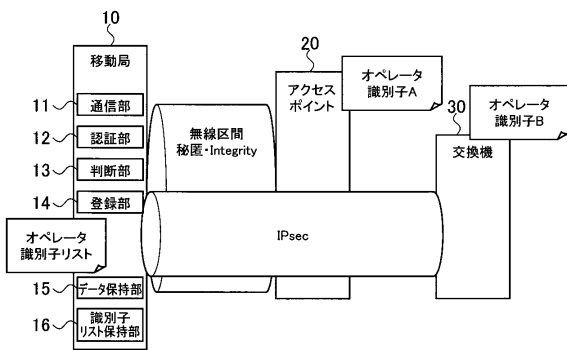
【図1】



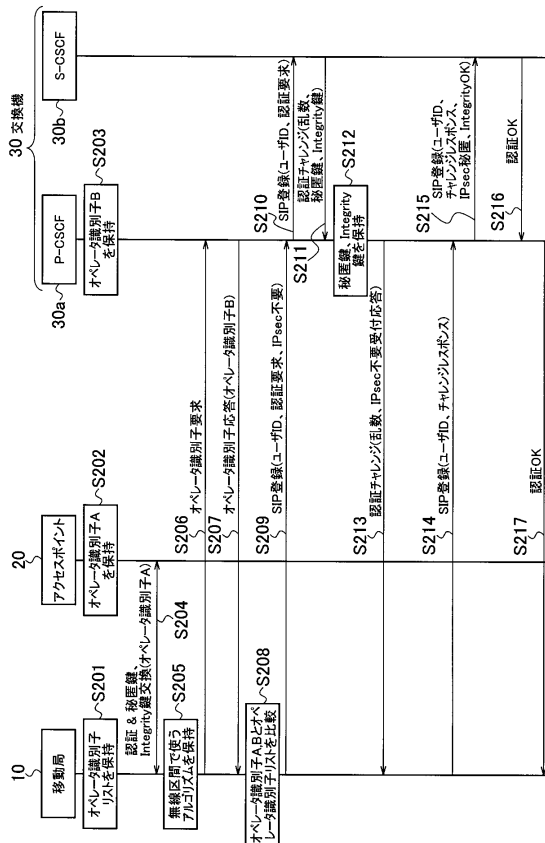
【図2】



【図3】



【図5】



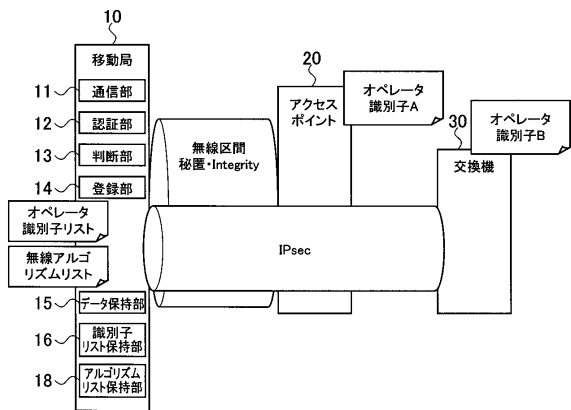
【図4】

オペレータ識別子リストの例

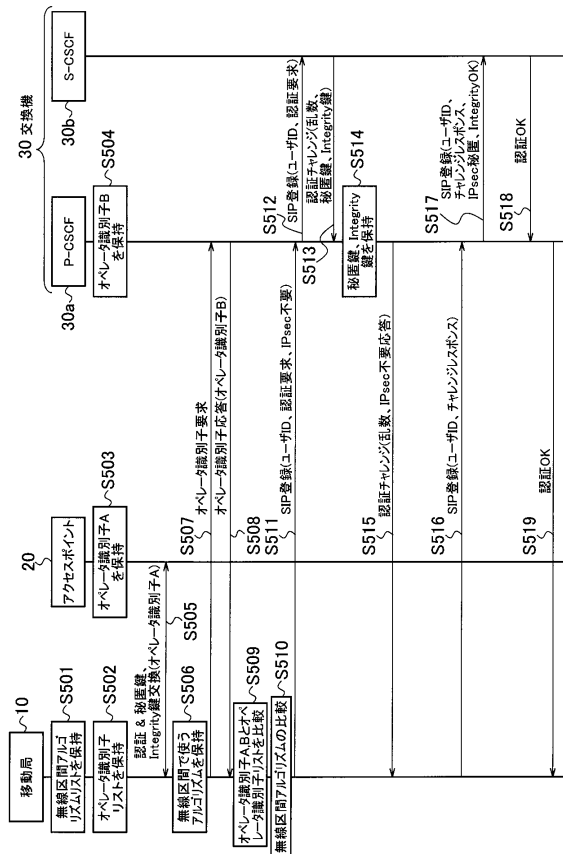
アクセスポイント	交換機	IPsec
operatorX	operatorX	不要
operatorX	operatorZ	必要
operatorY	operatorX	不要



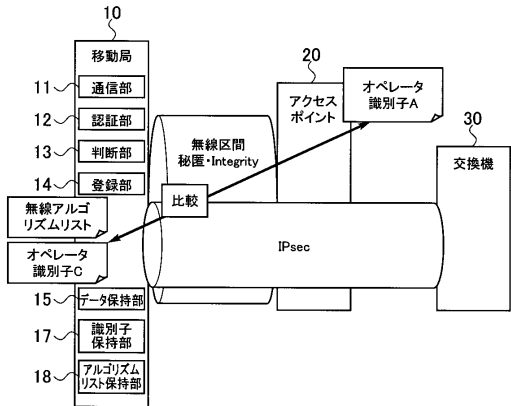
【図11】



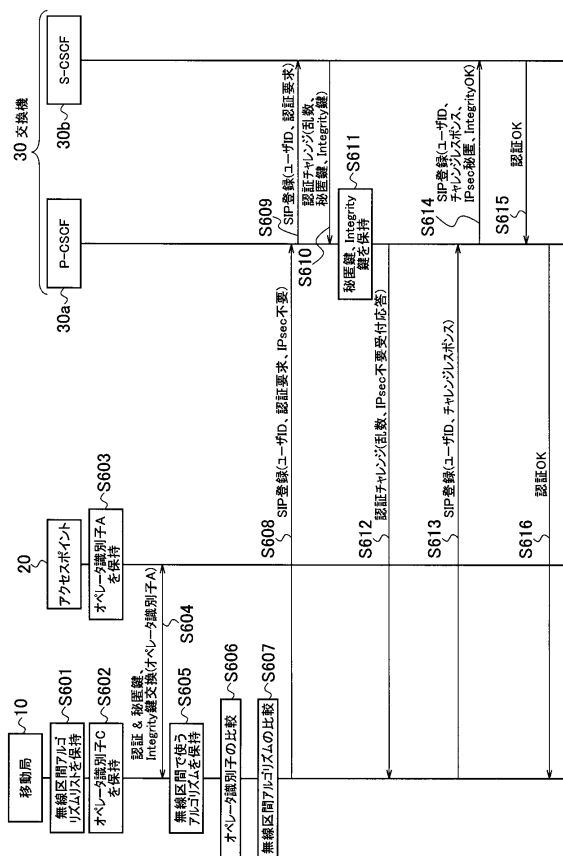
【図12】



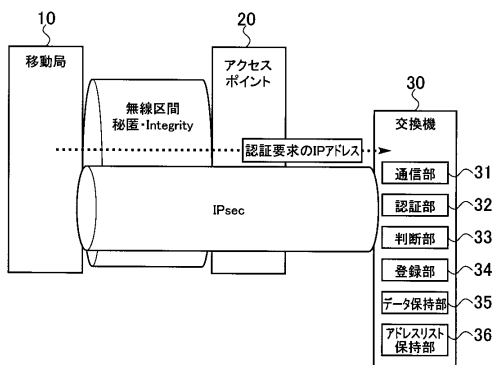
【図13】



【図14】



【図15】

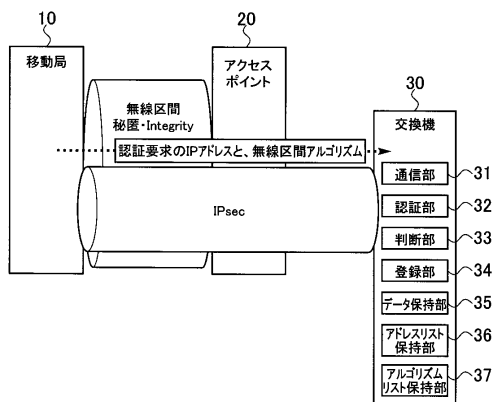


【図16】

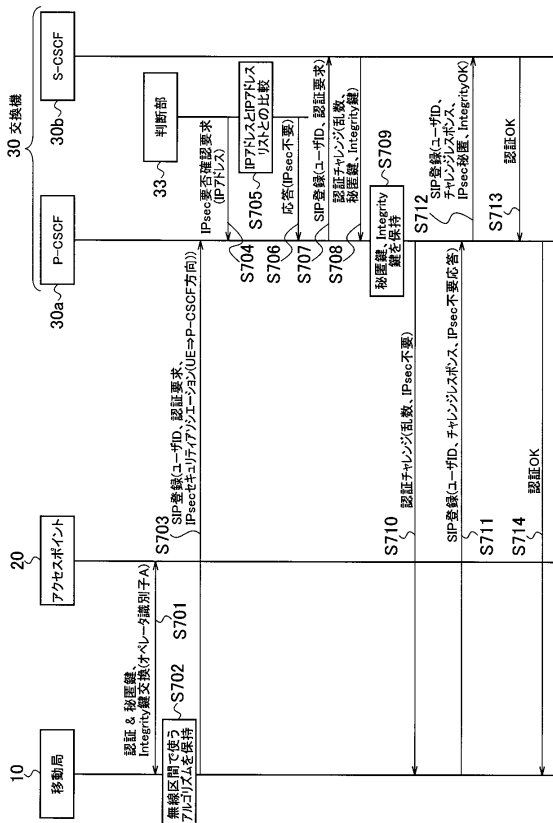
IPアドレスリストの例

	IPアドレス範囲
無線アクセスシステムA	10.0.0.0~10.1.1.1
無線アクセスシステムB	10.1.1.1~10.2.2.2

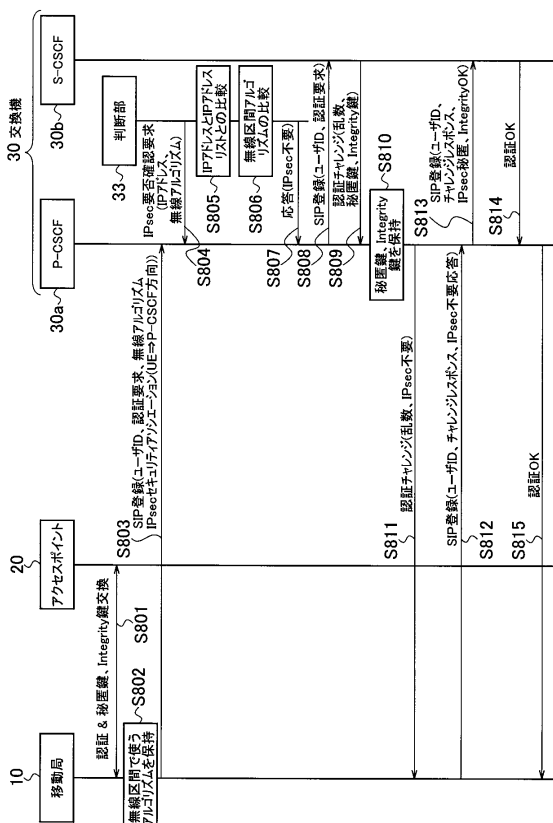
【図18】



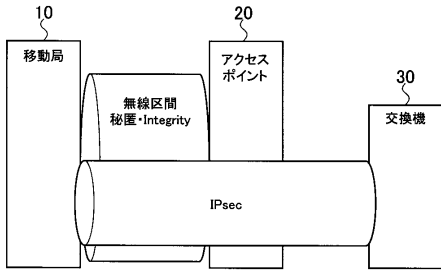
【図17】



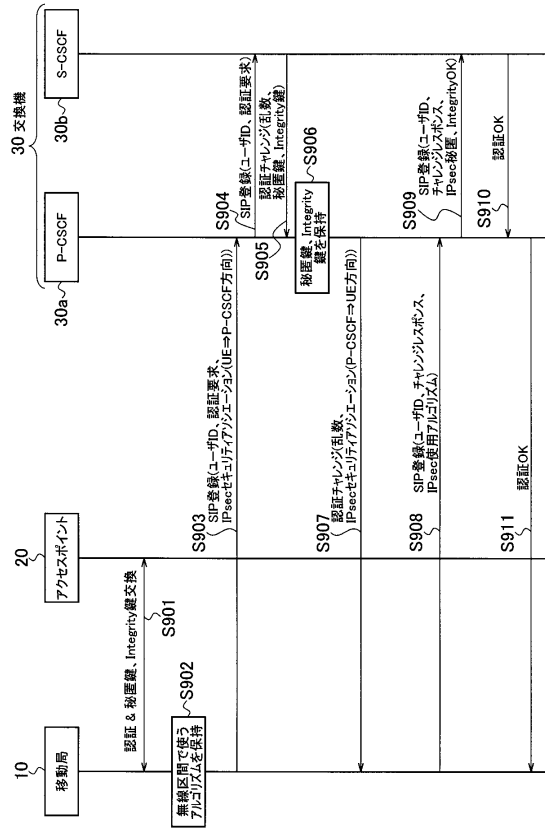
【図19】



【図20】



【図21】



---

フロントページの続き

(51)Int.Cl. F I  
H 0 4 L 9/32 (2006.01) H 0 4 L 9/00 6 7 3 B

- (72)発明者 田原 拓永  
東京都千代田区永田町二丁目 1 1 番 1 号 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ内
- (72)発明者 田辺 哲通  
東京都千代田区永田町二丁目 1 1 番 1 号 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ内
- (72)発明者 野口 勝広  
東京都千代田区永田町二丁目 1 1 番 1 号 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ内
- (72)発明者 川勝 慎平  
東京都港区赤坂二丁目 4 番 5 号 ドコモ・テクノロジー株式会社内

審査官 菊地 陽一

(56)参考文献 特表 2 0 0 5 - 5 1 0 9 4 9 ( J P , A )  
3GPP TS 33.203 V6.8.0, 2 0 0 5 年 9 月

(58)調査した分野(Int.Cl., D B 名)

H 0 4 L	1 2 / 5 6
H 0 4 L	9 / 3 2
H 0 4 L	1 2 / 2 2
H 0 4 M	3 / 0 0
H 0 4 W	1 2 / 0 0
H 0 4 W	9 2 / 1 0